

木更津市金田1号幹線 (H23-1) 建設工事の一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年6月30日

財団法人 千葉県下水道公社
理事長 穴倉 健二

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 木更津市金田1号幹線 (H23-1) 建設工事
- (2) 工事を施工する場所 木更津市瓜倉地内
- (3) 工事期限 平成24年2月29日
- (4) 工事の概要
 - ア 目的 木更津市金田1号幹線 (H23-1) 建設工事の整備を行うことで、金田西処理区の汚水整備促進を図る。
 - イ 規模等 路線延長 L = 488m φ800mm
 - ウ 工法 泥水式推進工法
 - エ 概要図 別に配付する工事概要図 (平面図等を含む。) のとおりである。
- (5) 主要資材 φ800mm 下水道推進工法用鉄筋コンクリート管
- (6) 予定価格 落札決定後公表とする。
- (7) 入札方法

本工事は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

(8) その他

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における土木一式工事の格付けがA等級で、総合点数1594点以上である者。

- (3) 県内に建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。
- (4) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できる者。
- (5) 過去15年間に、本工事と同種工事（シールド工法又は内径800mm以上の密閉式推進工法による管渠工事をいう。）を元請けとして施工した実績がある者。
- ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (6) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (7) 上記1に示した工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ア この工事に係る設計業務等の受託者
商号 伸光エンジニアリング株式会社
所在地 千葉市中央区今井3-24-12
- イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者
- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (8) 財団法人千葉県下水道公社財務規定第67条の規定のほか、次の各号に該当しない者。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 評価方式を簡易型とする。
- イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。
- ウ 「加算点」の算出方法は、下表(2)の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に30点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

- ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点		評価基準	評価点
ア 施工計画の評価 ・施工上配慮すべき事項 （推進技術、近接構造物への配慮、周辺住民・通行者への配慮、安全対策を考慮した施工計画）	12点	10点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	10点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。	5点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点
	2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	2点
			総合して可。	0点
不適切である（白紙、不提出、法令違反の記載）				無効
イ 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価する。	2点	国・県等・千葉県下水道公社・木更津市の実績あり	2点	
		市町村等（木更津市を除く）の実績あり	1点	
		その他	0点	
ウ 工事成績評定 ・千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事（土木一式）における工事成績評定点の平均値により評価する。 ・対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6点 ～ -4点	80点以上	6点	
		80点未満77.5点以上	5点	
		77.5点未満75点以上	4点	
		75点未満72.5点以上	3点	
		72.5点未満70点以上	2点	
		70点未満65点以上	0点	
エ 事故及び不誠実な行為 ・千葉県、千葉県下水道公社及び木更津市所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の有無。	0点 ～ -4点	なし	0点	
		過去1年間に文書注意あり	-2点	
		過去2年間に指名停止あり	-4点	
オ 技術開発実績 ・推進工法工事に関する技術開発の実績を評価する。	1点	実績あり	1点	
		なし	0点	
カ ISO認証取得 ・ISO9001またはISO14001の取得について評価する。	1点	取得あり	1点	
		なし	0点	
キ 手持工事量の状況 ・千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事（土木一式）における過去2ヵ年度間の平均受注額と当該年度受注額との比率	2点	0.5未満	2点	
		0.5以上1.0未満	1点	
		1.0以上	0点	

ク 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価する。	2点	国・県等・千葉県下水道公社・木更津市の実績あり	2点
		市町村等（木更津市を除く）の実績あり	1点
		その他	0点
ケ 継続教育（CPD）の取組状況 ・各団体（（社）全国土木施工管理技士連合会または（社）日本技術士会）の推奨単位の取得状況を評価	1点	実績あり	1点
		なし	0点
コ 地域精通度 ・過去10年間の君津土木事務所管内での施工実績により評価	2点	国・県等・千葉県下水道公社・木更津市の実績あり	2点
		市町村等（木更津市を除く）の実績あり	1点
		その他	0点
サ 地産品の使用	1点	あり	1点
		なし	0点
シ 管内企業の活用	1点	下請金額の20%以上を君津土木事務所管内業者と契約予定	1点
		なし	0点

イ 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

- ・企業の施工実績に求める同種工事とは、シールド工法又は内径800mm以上の密閉式推進工法による管渠工事を元請で施工した工事をいう。
- ・配置予定技術者に求める同種工事とは、元請としてシールド工法又は内径800mm以上の密閉式推進工法による管渠工事を管理実績した工事をいう。

ウ 各項目の評価の対象期間

- ・過去10年間の同種工事の実績及び当該管内での工事施工実績は、入札公告の前年度からの10ヶ年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成13年4月1日～平成23年6月30日）に竣工した工事を評価する。
- ・工事成績の平均点の評価対象とする工事は、直近の過去2ヶ年度間（平成21年4月1日から平成23年3月31日まで）に竣工した千葉県及び千葉県下水道公社発注の総合評価方式で落札した工事とする。

ただし、直近の過去2ヶ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5ヶ年度間に竣工した全ての千葉県及び千葉県下水道公社発注の工事とする。

- ・千葉県、千葉県下水道公社及び木更津市所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の「過去2年間に指名停止あり」については指名停止期間が入札公告日から遡って2年間（平成21年7月1日～平成23年6月30日）にかかるものを減点の対象とする。

また、「過去1年間に文書注意あり」については文書注意日が入札公告日から遡って1年間

(平成22年7月1日～平成23年6月30日)にかかるものを減点の対象とする。年度単位ではない。

・過去2年間の公共工事での地産品の使用状況については当該年度の前年度及び当該年度の入札公告日(平成22年4月1日～平成23年6月30日)までの使用実績を評価する。

エ 手持工事量比率の算出方法

手持工事量比率＝当該年度受注額÷過去2ヵ年度間の平均受注額

オ 配置予定技術者を複数提出している場合は、「ク 配置予定技術者の施工経験」、「ケ 継続教育(CPD)の取組状況」は、それぞれ最低の点数で評価するものとする。

カ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定にあたっては、別に配付する「総合評価方式(特別簡易型、簡易型)における評価項目及び評価基準詳細説明書」に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保

「ア 施工計画の評価」及び「シ 管内企業の活用」に記載された内容について、履行状況について検査を行う。受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、別途文書により通知する。なお、再度入札の回数は1回とし、再度入札においても内訳書の提出を必要とする。

(1) 入札の場所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

財団法人千葉県下水道公社 2階第一会議室(花見川終末処理場 管理棟2階)

(2) 入札の日時(第1回目)

平成23年8月10日(水) 午前10時00分から

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

5 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配付する(下記7(5)と併せて配付する。)一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 平成23年7月11日(月)から平成23年7月13日(水)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

イ 時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成23年7月27日(水)に、郵便をもって通知する。

6 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、別に配付する、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下、「技術資料」という。)を、提出しなければならない。

(1) 提出期間等

ア 期間 平成23年7月11日(月)から平成23年7月13日(水)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

イ 時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 2部

(2) 技術資料の様式

公告日より、上記ウの場所で設計図書等と併せてCD-Rで配付する様式を用いる。

(3) 資料提出の事前申し込み

「5 入札参加資格の確認等」及び「6 技術資料の提出」に係る資料の提出は、電話により下記まで事前に申し込みを行ない、提出日時を決定するものとする。

なお、先着順とするため、応募が殺到した場合は、提出日時が希望に沿えない場合もある。

ア 期間 平成23年6月30日(木)から平成23年7月8日(金)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

イ 時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課 電話 043(278)1631

7 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧及び無償配付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

平成23年6月30日(木)から平成23年8月9日(火)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

財団法人 千葉県下水道公社 総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配付

希望者に、次により設計図書等を無償で配付する。

ただし、希望者は未記入のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配付場所

財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

イ 申込方法

希望者は、平成23年6月30日(木)から平成23年8月8日(月)までに、電話又はファクシミリ(会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること。)により申し込むこと(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

また、一度申し込んだものをキャンセルする場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配付期間 平成23年6月30日(木)から平成23年8月9日(火)まで

エ 配付時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、理事長あてに書面により提出すること。

ア 提出日 平成23年7月29日(金)

イ 時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出先 財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

質問に対する回答は、平成23年8月3日(水)に時間を指定した上で行う。

8 入札保証金 免除

9 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額とすること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、誓約書及び委任状(公社様式)には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押すこと。

(4) 誓約書及び代理人が入札を行う場合に委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。

(5) 財団法人千葉県下水道公社理事長あてに年間委任状(公社様式)が提出されている場合は、その写しを提出すること。

- (6) 入札に際し、当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。
- (7) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、工事費内訳書を提出すること。
 また、再入札を行う場合も、再入札の金額に応じた工事費内訳書を提出すること。
 なお、工事内訳書には、原則として公社の定めた様式を使用するものとする。
 ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の各号に定める要件を備えていることを要する。
 ア 内訳については、原則として縦覧用又は配付用設計図書等の項目ごとに数量、単価、金額を明記する。
 イ 記載を要する項目については、工事種別ごとに次の表のとおりとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における細別）まで

- (2) 以下に該当する場合は、入札を無効とする。
 ア 工事費内訳書を提出しない場合
 イ 工事費内訳書が独自様式の場合において、提出された工事費内訳書に、工事費積算に必要な上記(1)イの項目、数量、単価及び金額等を工事費内訳書として内容が明示されていない場合
 ウ 提出された工事費内訳書の記載内容が、他の入札参加者から提示された工事費内訳書と同一である場合
 エ 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合や設計図書等のコピー等を授受した場合
 オ その他、工事費内訳書の記載内容及び工事費積算に必要な資料の入手方法について、疑義を生じた場合

12 調査基準価格

本工事は低入札価格調査制度が適用される工事である。よって、調査基準価格を設定する。

13 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (1) 入札価格が、千葉県下水道公社財務規程第 74 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲

内であること。

- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

14 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として提出する。

15 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

16 配置予定技術者の確認

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。
また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。
- (2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

17 苦情等の申立て

- (1) 本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加

資格確認結果通知日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内(休日を除く。)に書面で回答する。

- (2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内(休日を除く。)に書面で回答する。

18 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 必要に応じて、施工計画に関するヒアリングを実施する。
- (5) 提出された資格確認資料及び技術資料は、提出時に1部を返却し、残部については返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (6) 工期は、事情により変更することがある。
- (7) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、千葉県及び財団法人千葉県下水道公社が発注し、過去2年以内に竣工した工事等に関して、以下に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
 - ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。
 - イ 発注者から施工中又は施工後において、瑕疵に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直しは除く。）又は損害賠償を請求された者。
 - ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。
 - エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

19 問い合わせ先

財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

電話 043(278)1631